

【1996年6月7日】医療法の一部改正について(諮問書、要綱)

社会保障制度審議会

平成8年6月7日

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 菅 直人

諮問書

医療法(昭和23年法律第205号)を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

医療法の改正案要綱

第1 改正の趣旨

要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大等に関する規定の整備を行うこと。

第2 改正の要点

1 医療提供に当たっての説明に関する事項

医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めるものとする。

2 施設機能の体系化に関する事項

(1) 診療所の療養型病床群に関する事項

ア 療養型病床群は、病院の病床のみならず、診療所の病床のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者(以下「長期療養患者」という。)を収容するためのものをいうものとする。

- イ 診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受け
るものとする。
- ウ 診療所の療養型病床群に係る病床については、病院の一般病床と合わせて医療計
画の必要病床数を算定し、これにより診療所の療養型病床群の設置等に関し規制を
行うこと。
- エ 療養型病床群に収容された患者については、診療所の管理者は患者の収容時間制
限の努力義務を負わないものとする。
- オ 療養型病床群を設ける診療所は、長期療養患者に適した厚生省令で定める員数の
医師、看護婦、看護の補助の業務に従事する者等及び機能訓練室等の施設を有する
ものとする。

(2) 地域医療支援病院に関する事項等

- ア 国、都道府県、市町村、特別医療法人(財団又は持分の定めのない社団たる医療法
人であって厚生省令で定める要件を満たすもの)等が開設する病院であって、地域医
療の確保のための支援に関し、次に掲げる要件に該当するものは、都道府県知事の
承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとする。
- (ア) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、病院の
建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させるための体制が整備
されていること。
- (イ) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (ウ) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有するこ
と。
- (エ) 厚生省令で定める病床数以上の収容施設を有すること。
- (オ) かに掲げる施設を有すること。
- イ 都道府県知事は、地域医療支援病院を承認しようとするときは、あらかじめ、都
道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。
- ウ 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい
名称を付けてはならないこと。
- エ 地域医療支援病院の開設者は、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなけ
ればならないこと。
- オ 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項
を行わなければならないこと。
- (ア) 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。
- (イ) 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。
- (ウ) 救急医療を提供すること。
- (エ) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

(オ) 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録等のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。

カ 地域医療支援病院は、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、解剖室、図書室、諸記録等を有すること。

キ 都道府県知事は、地域医療支援病院がアに掲げる地域医療支援病院の承認要件を欠くに至ったとき、工若しくはオに違反するとき、又は構造設備の修繕命令等に違反したときは、その承認を取り消すことができること。

ク 総合病院に関する規定を廃止すること。

3 医療計画に関する事項

(1) 都道府県が定める医療計画においては、病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定及び必要病床数に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

イ 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項

ウ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

エ ヘキ地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

オ 医師及び歯科医師並びに薬剤師・看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

カ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

(2) (1)に掲げる事項は、二次医療圏ごとの医療提供体制が明らかになるように定めるものとする。

(3) (1)のアの療養型病床群に係る病床の整備の目標に関して標準を厚生省令で定めるものとする。

4 医療法人に関する事項

(1) 医療法人の業務の範囲の拡大

ア 医療法人は、老人居宅介護等事業等の第二種社会福祉事業のうち厚生大臣の定めるものを行うことができるものとする。

イ 特別医療法人は、その開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為に定めるところにより、その収益を病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生大臣の定める業務を行うことが

できるものとする。

ウ 都道府県知事は、イの業務を行う特別医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行った等の場合は、その業務の停止を命ずることができること。

(2) 都道府県知事は、医療法人がその開設したすべての病院、診療所又は老人保健施設を休止又は廃止後一年以内に正当な理由がないのに再開しないときは設立の認可を取り消すことができること。

5 医業等に関する広告に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、療養型病床群の有無及び紹介先の病院又は診療所の名称を追加すること。